



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

97.11.26 No. 4698

団交でのウソ回答が明らかに 勝浦運転区廃止差別地労委

西野証人(当時支社人事課長)の反対尋問が行われる

十一月八日、一五時から、千葉県地方労働委員会において、「勝浦運転区廃止差別事件」の第一三回審問が行なわれ、会社側・西野史尚証人(当時 千葉支社人事課長)に対する組合側反対尋問が行なわれた。

西野証人は、千葉支社人事課長当時、勝浦運転区廃止→鴨川運転区新設を積極的に推進し、動労千葉や国労の組織破壊を率先した人物だ。

**鉄道労連の拡大
＝国労・動労千葉解体に躍起!**

審問は、地労委の傍聴席を埋めつくす組合員が各支部から集する中で始められた。

まず、西野証人の組合歴について尋問が行なわれ、八七年二月に結成された鉄道労連(現JR総連)の初代書記次長に就任した時の国労などに対する西野証人の態度について質すと「われわれが属する組合(鉄道労連)の拡大につとめていた」と証言した。「鉄道労連の拡大」とは、国労や動労千葉の組織破壊以外にはあり得ない。そのため躍起になっていた人物が勝浦運転区を廃止したということ自体、動労千葉の組織破壊以外ないということだ。この一点を取ってみても本件が不当労働行為であることは明らかである。

曖昧な前提 「三つの柱」

勝浦運転区廃止→鴨川運転区新設に伴う運転士の人選について西野証人は、①車掌経験者、②指導操縦者、③活性化の取り組みに積極的な運転士、の「三つの柱」を上げて、これが鴨川運転区への異動の前提であるとしていた。

しかし、車掌経験者や指導操縦者については、そもそも動労千葉には一人もいないのだ。結局、動労千葉が当てはまらないような基準をもとにしているという事だ。勝浦での指導操縦者の状況についても「勝浦は調べたが分からない、憶えている」と肝心なところは逃げて回る始末だ。

しかも、証言では、この「三つの柱」が前提であるとしながら、実際には年令や生活環境等を加味しているなど、必ずしも「三つの柱」が前提ではないことが明らかとなった。西野証人の言う基準自体、曖昧なものだったことがはっきりしてしまつた。

要員提案前に、 要員調整は行な つていた

そして、鴨川運転区への人選の具体的な内容について尋問が行なわれた。

鴨川運転区への要員関係については、九五年八月二十九日に提案があり、その時の交渉で千葉支社は、左記のような回答を行なっているのだ。

組合 東京との要員調整を行なったのか。
当局 要員調整は、八月末の要員数が決まつてから行なつた。
組合 五、六月にJR総連が流した噂の者が実際に鴨川へと転動している。五、六月にすでに要員調整を行なつていたので。
当局 要員規模を提示する前には、要員調整を行なつていない。

以上のように、はつきりと「要員調整は行なつていない」と言明していたのだ。
しかし、今回の審問で西野証人は「五月の提案以降、データの整理等を始めた」、「(東京からの異動の調整は)五名も含めて、希望を確認したことがあり」、「私から伝えたこともある」と証言したのである。
これ自体、団交で行なつた回答が、全くウソの回答だったという事だ。人事課長という責任ある立場にある者が、勝浦運転区廃止のためには一切に籍口を敷いて秘密裏に進め、団交ではウソの回答をさせて組合差

別のあらん限りを尽くしてきたということだ。
不当労働行為一掃・勝浦運転区復活へ!

西野証人に対する証人尋問は、次回も引き続き行なわれることになった。
勝浦運転区廃止の不当労働行為性をさらに暴きだし、JRから不当労働行為を一掃して勝浦運転区を復活させるために、傍聴に結集しよう。

勝浦運転区廃止差別地労委
とき 一月一四日(水)
一五時から
ところ 千葉地労委
西野証人に対する組合側反対尋問の続きです。

